

## 登別市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）実施要綱

### （目的）

第1条 この告示は、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供及び助言等を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、もって子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

### （実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、登別市とする。

### （事業の委託）

第3条 本事業の実施については、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人及び民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

### （事業内容）

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置及び子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施
- （2）子育て等に関する相談及び援助の実施 子育てに不安及び悩み等を持っている子育て親子に対する相談及び援助の実施
- （3）地域の子育て関連情報の提供 子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児及び子育てに関する情報の提供
- （4）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 子育て親子及び将来子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上子育て支援に関する講習等を実施

### （利用者の範囲）

第5条 本事業を利用できるものは、次に掲げるものとする。

- （1）市内に住所を有する小学校就学前の児童及びその保護者
- （2）市内に活動拠点を置き、主に市民で構成されている子育てサークル等
- （3）その他市長が適当と認めるもの

### （実施要件）

第6条 本事業の実施要件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）実施場所に関すること。

ア 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション及びアパートの一室等子育て親子が集う場として適した場所であること。

イ 複数の場所ではなく、拠点となる場所を定めること。

ウ 実施場所のスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用できる程度の広さを有すること。

エ 実施場所の環境は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じない設備を有すること。

(2) 開設日数等に関すること。

ア 開設日数は、週3日以上とすること。ただし、年末年始(12月31日から翌年の1月5日まで)を除く。

イ 開設時間は、1日5時間以上とし、午前9時から午後5時30分までの間で子育て親子のニーズ等に配慮して設定すること。

(3) 職員の配置に関すること。

子育て親子の支援に関して意欲のある者で、子育ての知識及び経験を有する専任の者を2名以上(非常勤を含む。)配置すること。

(4) 地域の子育て力を高める取組の実施に関すること。

前条の事業内容に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした次に掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

ア 中学生、高校生又は大学生等ボランティアの日常的な受入及び要請を行う取組

イ 地域の高齢者及び異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組

ウ 父親サークルの育成等父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

エ 公民館及び児童遊園等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(利用料)

第7条 本事業の利用は、無料とする。ただし、講習等に伴う教材費等については、実費相当分を保護者から徴収することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により利用場所の建物又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責に帰さないと認めた場合は、この限りでない。

(留意事項)

第9条 登別市及び事業を受託した社会福祉法人等は、事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 事業に従事する者(学生ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 事業に従事する者の資質及び技能等の向上を図るため、各種研修会及びセミナー等への積極的な参加に努めること。
- (3) 地域住民等に対して、広報誌及びパンフレット等の発行並びに表看板の設置等により周知の徹底を図ること。
- (4) 子育てサークル及びボランティア等の協力を得る等効率的かつ効果的な実施に努めること。
- (5) 市の児童福祉及び保健福祉の所管グループ並びに児童相談所、療育機関、民生委員児童委員、主任児童委員及び子育て支援団体等の関係機関と密接な連携を図り、効率的かつ効果的に実施するよう努めること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成22年告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。